

「茅ヶ崎市公共下水道事業経営戦略（素案）」についての パブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

1 募集期間 平成30年11月21日（水）～ 平成30年12月20日（木）

2 意見の件数 19件

3 意見提出者数 2人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	人	人	人	人	人	人	2人	人

5 内容別の意見件数

	項 目	件 数
	素案に関する意見	8件
	下水道事業に関する意見	5件
	パブリックコメントの実施に関する意見	4件
	その他意見	2件
	合 計	19件

 = 一部修正を加えた項目

茅ヶ崎市 下水道河川部 下水道河川総務課 経営担当
0467-82-1111（内線 1363）
e-mail: gesuisoumu@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■茅ヶ崎市公共下水道事業経営戦略（素案）に関する意見（ 8 件）

(意見 1)

経営戦略策定の趣旨にも「おわりに」に記載されている茅ヶ崎市総合計画における基本理念「豊かな水環境と安全・安心なまちづくりに貢献する下水道をめざして」を踏える旨を記載する必要がある。

(意見 2)

進捗管理も下水道の基本理念を踏えて PDCA（目的・計画・実施・検証・見直）をすべきだと思う。理念を踏えて PDCA を行い、精度を高めて欲しい。

(意見 3)

建設改良費・維持管理費の削減についても下水道の基本理念を踏えて記す必要があるのではと思う。たとえば、これからは今まで以上の多雨が予想される。合流（雨・汚）式の改良費等もどの程度考えているのか。合流・分流いずれも雨水の改良費（河川・側溝貯留池槽・ポンプ設置等）をどう考えているのか。

(意見 4)

建設改良費や維持管理費の見直しをする必要があると思う。それにより収支をはじめとして下水道事業経営戦略を見直す必要がある。

(市の考え方)

2 頁にありますとおり、茅ヶ崎市には行政運営の基本的な指針となる「茅ヶ崎市総合計画」があり、下水道河川部には「茅ヶ崎市下水道整備方針」「茅ヶ崎市下水道整備計画」「茅ヶ崎市公共下水道施設維持管理計画」等の計画類が存在します。茅ヶ崎市公共下水道事業経営戦略は、各種計画類を相互補完するものとして位置づけをいたしますので、「1. 経営戦略策定の趣旨」や「8. 進捗管理」にあらためて記載をしておりますが、当然にそれぞれの基本理念や趣旨を踏まえて策定されるものになります。

建設改良費につきましては、汚水の面整備率が 98%を超えている一方で、雨水の面整備率は 50%台となっており、集中豪雨等に対する浸水対策のため継続的な公共下水道の整備が必要となります。年間事業費の平準化を図るとともに、効率的な整備事業を実施してまいります。

維持管理費につきましては、今後の施設の老朽化に伴い、多額の改築更新費用が必要となることが予想されます。本市では、平成 29 年 3 月にストックマネジメント手法を導入した「茅ヶ崎市公共下水道施設維持管理計画」を策定しました。施設の劣化を予測しつつ、損傷が軽微な段階で小規模な修繕を実施する予防保全を基本とし、戦略的な投

資による施設の最適化を図ることで、費用の平準化や削減を図ります。

なお、過去に設置され公衆衛生の悪化が懸念されていた合流式下水道については、平成16年度から平成25年度までに、全ての雨水吐室にろ過スクリーンを設置し、未処理下水を捕捉するための貯留管を布設する「合流式下水道緊急改善事業」を完了させました。

本経営戦略は、中間時にあたる平成36年度に見直しを予定しておりますが、実施状況を適宜評価・検証し、経営環境等に大きな変化が生じた場合には、建設改良費や維持管理費等の更なる見直しを行います。

なお、素案に一部誤記がありました。下記のとおり修正します。

◆修正部分の対照表（茅ヶ崎市公共下水道事業経営戦略27ページ）

修 正 後	修 正 前
おわりに 下水道事業については、保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少等に伴う使用料減少等により、経営環境は厳しさを増しており、不断の経営健全化の取組が求められます。 本経営戦略は、下水道事業が住民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスを提供する役割を果たすべく、財源の有効活用と事業効果を最大限に発揮し、将来にわたりサービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう、今後の経営の基本計画について中長期的視点で策定したものです。 <u>茅ヶ崎市下水道整備方針</u>における基本理念「豊かな水環境と安全・安心なまちづくりに貢献する下水道をめざして」に基づき限られた財源を有効に活用し、費用効果が最大限に発揮できるよう戦略的に取り組みを進めます。 さらに、下水道の現状と課題等に関する情報を発信し、事業の透明性を図るとともに説明責任を果たしながら事業を推進し、効果の実感できる施策を展開します。	おわりに 下水道事業については、保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少等に伴う使用料減少等により、経営環境は厳しさを増しており、不断の経営健全化の取組が求められます。 本経営戦略は、下水道事業が住民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスを提供する役割を果たすべく、財源の有効活用と事業効果を最大限に発揮し、将来にわたりサービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう、今後の経営の基本計画について中長期的視点で策定したものです。 <u>茅ヶ崎市総合計画</u>における基本理念「豊かな水環境と安全・安心なまちづくりに貢献する下水道をめざして」に基づき限られた財源を有効に活用し、費用効果が最大限に発揮できるよう戦略的に取り組みを進めます。 さらに、下水道の現状と課題等に関する情報を発信し、事業の透明性を図るとともに説明責任を果たしながら事業を推進し、効果の実感できる施策を展開します。

（意見５）

市民に公共下水道事業経営戦略を意見募集するなら公共下水道（分流・合流・河川・池・貯留地等々）がどうなっているかを説明（課題も含め）して実施すべきと思う。

（意見６）

水処理施設などの耐久性や劣化対策技術は今日世界的にも緊急課題となっておりますので、「収支計画表」への現状施設改修対象別の時系列リストが織込まれますこと願っております。

（市の考え方）

本経営戦略は、今後の投資や財政に係る推計に特化した内容として策定しています。茅ヶ崎市公共下水道の概要や課題、改修計画等につきましては、「下水道概要」や「茅ヶ崎市下水道整備計画」、「茅ヶ崎市公共下水道施設維持管理計画」等で公表しておりますので、そちらをご覧ください。

（意見７）

他市（県内市比較）との使用料比較が掲載されていますが（下水道使用料）本来比較出来ないものを比較していると思う。それは一言でいえば方式が異なっています。（合流式・分流式・市単独か広域か）

（市の考え方）

経営戦略の策定にあたり、他市町との比較は非常に重要になります。ご指摘のとおり、各市により下水の排除方式や処理方式は異なりますが、今後の使用料水準を検討するに当たっては、下水の排除方式や処理方式の異なる他市町の使用料と比較することも重要となることから、本経営戦略に他市町の使用料を掲載しております。

（意見８）

下水道は「市民の環境衛生上及び都市の健全な発達に寄与しあわせて公共用水域の水質の保全に資するために公共性・公益性の高い重要な都市基盤施設ですとある。この旨からも「悪かろう・安かろう」でない事業をすすめてほしい。

（市の考え方）

ご意見にありますとおり、下水道は市民の環境衛生上及び都市の健全な発達に寄与し、公共用水域の水質の保全に資する公共性・公益性の高い重要な都市基盤です。「安かろう・悪かろう」であってはならないと考えますので、限られた財源を有効に活用し、事業効果を最大限に発揮する事業を実施してまいります。

■下水道事業に関する意見（ 5 件）

（意見 9）

市道 0 2 1 号に面する「萩園 2－2 雨水幹線」地下埋込工事の促進継続や古川交差点近辺の川が埋込まれ失われていますが、一方では道路面の雨水の落下口が小さく、少なく、水たまりや車の跳水に悩まされるなど、工事信頼性や地域情景喪失の寂寥感など克つての川のまち住居民の感慨ひとしおです。ご配慮を願っています。

（市の考え方）

公共下水道事業の雨水管渠は雨水を速やかに排除することを目的に整備しており、都市化が進んだ地域では暗渠による整備が経済的かつ合理的であるため、本市では一般的に暗渠による整備を進めています。

ご意見の萩園第 2－2 雨水幹線においても、一部の区間を除き既存の水路を暗渠化しております。現在は暗渠化した水路の地表面は暫定整備の状態ですが、今後の道路整備に向けた調整を行っていく予定です。

（意見 1 0）

施設の維持管理が中心となる事業にあつては、償却蓄財や起債など資産運營業務や外注が中心になる場合の品質技術の確保、或いは工事に際して生活道路や住居民への影響などに対処するための関連事業組織との連携が必要となるため、その体制を確立していただけるよう願います。

（市の考え方）

本市の下水道事業は、維持管理や改築更新に重点を置いた経営の時代に入ろうとしています。既存施設については今後老朽化が急速に進むことから、多額の改築更新費用が必要になることも予測され、適切な企業債の発行を含めた資金管理が求められます。

また、経費削減のための外部委託の積極的活用が求められ、施設管理の品質技術を確保し、工事に伴う住民生活への影響を最小限にすることは非常に重要なこととなりますので、外部委託事業者や庁内関係課との連携を密に行いながら、適切な施設の維持管理を進めてまいります。

（意見 1 1）

下水道の適切な（正しい）使用方法や雨水の処理等をもっと啓発することが、市民にとっても市としても大切だと思う。（デスポーザ・油処理等）

（市の考え方）

茅ヶ崎市では神奈川県下水道公社が主催する「下水道ふれあいまつり」へ毎年参加をしており、広報ブースを設けるなど広報活動に努めています。また、ホームページや広報紙等でも下水道事業の情報発信に努めています。

ご意見にありますとおり、市民に下水道を知っていただき、適切にご利用いただくこ

とは、市民の環境衛生向上や公共用水域の水質保全のために非常に重要なことと考えますので、今後も様々な機会や媒体を活用し、積極的な広報活動を進めてまいります。

（意見 1 2）

今年も「茅ヶ崎なぎさシンポジウム」では以下のような話があった。

- （１）高潮・津波に対し下水処理場は対策できているか。
- （２）かつて、下水処理場の排水により２名が病院へ行くことになった。
- （３）藤沢市の下水処理場の排水が非常に汚れていて、何億もかけて改修をしている。
- （４）処理排水は新幹線の洗面所の手洗以上にしたいほうが良い。そのためには、葉山町のように海から５キロ上流に処理場を作り、紫外線処理をするため、川に排水する必要がある。
- （５）出来れば排水を相模湖から流す必要がある。

この内容を踏まえ当市も早急に対策を取る必要があるのではないかと。近隣市でも市単独で汚水処理し処理水を上流から流している市もあるのではないかと。

（市の考え方）

茅ヶ崎市の下水は、神奈川県が運営する相模川流域下水道左岸処理場（柳島水再生センター）で処理を行っています。高潮や津波に対しては適切に検討が進められており、排水についても、国の「水質汚濁防止法」や神奈川県の「生活環境の保全等に関する条例」に定められた生物化学的酸素要求量・化学的酸素要求量・浮遊物質等の排水基準に従い実施されています。

流域下水道処理場で下水を処理することは、市町村界にとらわれることなく、効率的に下水を集めて処理することで、単独の下水処理場を有するよりもスケールメリットが大きいことから、施設の建設費や維持管理費が割安となる経済的効果があります。

（意見 1 3）

茅ヶ崎漁港後背地の下水道改良も含め全市の下水道施設を点検し、改良や維持管理をすすめてもらいたい。

（市の考え方）

本格的に到来する「維持管理の時代」に向けて、維持管理手法を予防保全型へ転換し、維持管理費の平準化を図ることで、施設管理の最適化を図ることが求められています。茅ヶ崎市では平成２９年３月にストックマネジメント手法を導入した「茅ヶ崎市公共下水道施設維持管理計画」を策定しており、本計画に基づいた下水道施設の計画的な点検・改良・維持管理を推進してまいります。

■パブリックコメントの実施に関する意見（ 4 件）

（意見 1 4）

当パブリックコメントの説明会は実施しないのですか。当市議会で市より実施する回答があったと思う。実施すれば PR(啓発・情報公開) の意味もあり、その内容ももっと市民は理解できると思う。市の信用も増すと思う。

（市の考え方）

本経営戦略は、これまで公表してきた茅ヶ崎市の下水道事業の方針を変更する内容ではないことから、改めて説明会を実施することはしておりません。

今後とも、計画策定等の際には、パブリックコメントをはじめとした市民参加の方法を適切かつ効果的に実施してまいります。

（意見 1 5）

市はパブコメ資料の概略版を作ると言っていましたが、昨年度概略版を発行したのは1・2件と非常に少なかった。作れば応募しやすくなる。また、時々タウン紙にパブコメ関連記事が掲載されることがあるが、簡潔で分かりやすいです。それに似たようなものも市として併せて（概略版と）発行できないか。

（市の考え方）

パブリックコメント手続を実施する際の資料については、素案や関係資料が相当量に及ぶ場合、概要版を作成するなど、案件に応じて意見を提出しやすい環境づくりに配慮することとしています。

本経営戦略については、後段（28ページ以降）に総務省ガイドラインのひな形様式による経営戦略まとめ（概要版）を作成しております。

（意見 1 6）

昨年度より市政モニター制度が廃止されその影響か昨年度パブリックコメント応募1件というものもあったと思います。またパブコメ全体をみても（今年度含む）パブコメ応募者が非常に減少しており、応募者が少ないと思います。応募者が少ない実態ではパブコメの意味がないと思う。その対策を考えて今回もパブコメを実施しているのでしょうか。

（市の考え方）

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。

より多くの市民の皆さまに知っていただけるよう、実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、広報掲示板、公共施設への掲示に加え、市役所内デジタルサイネージの活用、まちぢから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や

方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。市政モニター制度は廃止となりましたが、いっそうの周知を通じた補完に努めております。

パブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて組み合わせて実施するなど、参加の機会を幅広く提供することで充実を図るとともに、引き続き積極的な情報提供に努め、周知啓発に取り組んでまいります。

（意見 17）

当パブコメ資料が市庁舎情報コーナーに置かれていないことがありました。そのようなことがないように願いたい。

（市の考え方）

パブリックコメント開始時には、各窓口へ一定数の資料を配架しており、不足が生じた場合には、再度の配架をしております。各窓口とも連絡を密にし、対処してまいります。

■その他意見（2件）